

令和5年度加賀市リスクリング講座受講事業所募集要領

1 目的

本要領は、加賀市リスクリング講座受講支援事業を実施するにあたって、加賀市（以下「市」という。）が開講するオンライン学習の受講を希望する市内事業所の募集等に必要な事項を定めるものである。

2 応募資格

(1) 本事業の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ① 交付申請日において市内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設等事業活動を行う拠点を有する事業者であること。ただし、個人事業主にあつては、市民又は市内に事業所を有する者であること。
- ② 受講する従業員等が、上記①の事業所に従事する者であり、かつ、受講期間を通じて、計画的にオンライン学習を受講する意欲を有していること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び加賀市暴力団排除条例（平成24年加賀市条例第1号）に定める暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でなく、密接な関係にない事業者であること。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業（同条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。）を行う者でないこと。
- ⑤ 政党その他の政治団体でないこと。
- ⑥ 宗教上の組織または団体でないこと。
- ⑦ 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。
- ⑧ 将来にわたって上記③から⑥の各号のいずれにも該当しないこと及び⑦のいずれの行為もしないことを確約できる者であること。

(2) 受講に際し、必要となる事項（受講者の氏名、メールアドレス等）を市が取得し、本講座の期間中において市が管理することを承諾できる事業者であること。

(3) 受講者の学習状況を集計し、統計的に整理した上で、市の今後の関連施策の検討に利用することを承諾できる事業者であること。

3 オンライン学習講座の内容

市は、本事業において、自社のデジタル化を推進する上で必要となる知識・スキルを習得しようとする市内事業所の経営者及び従業員の学びを支援するため、以下の学習講座を提供する。

(1) 提供する学習講座

オンライン学習動画プラットフォーム Udemy Business（以下「UB」という。）上の学習コンテンツをもとに、以下の学習講座を提供する。

① 必修講座

加賀市の DX 人材リスクリング促進事業について及び DX の概要についての講座

② 推奨講座

市においてあらかじめ設定した、受講者に受講を推奨する講座で、デジタル化、DX で解決したい自社の経営課題に応じて、選択して受講することとする。

③ その他の講座

上記のほか、自社の経営課題に応じて、受講者の様々な学びのニーズに対応したコンテンツを上限なく提供する。

(2) 受講期間

令和 5 年 7 月 3 日（月）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

(3) 利用料金

無料

ただし、1 事業所あたりのライセンスの最大交付数は、常用雇用従業員数等により総合管理者が決定するものとし、うち 1 つはグループ管理者用とする。

(4) その他

加賀市リスクリング講座受講支援事業実施要綱、Udemy 利用規約その他 Udemy 社が提示する条件に定めるところによること。

4 申請期間

令和 5 年 12 月 15 日（金）まで

なお、アカウント発行は先着順とし、想定アカウント数を超える場合には上記にかかわらず、募集を終了する場合がある。

5 申請方法等

(1) 提出先（メール、郵便又は持参にてご提出ください。）

〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ 41 番地

加賀市産業振興部商工振興課【担当：角谷】

電話：0761-72-7945

電子メール：shoukou@city.kaga.lg.jp

(2) 申請書類

オンライン学習受講ライセンス交付申請書（様式第 1 号）

(3) 申請に関する注意事項

- ① 応募資格を有しない場合又は申請内容若しくは添付書類に不備がある場合には、受理できないことがある。
- ② 受理した申請書類については、返却しない。
- ③ 必要に応じて別途追加資料の提出を求める場合がある。
- ④ 申請に係る一切の費用は申請者自身の負担とする。
- ⑤ 本事業に申請した事業所は、想定アカウント数を超える申請があった場合、市において調整する必要があることをあらかじめ承諾したものとみなす。

6 受講事業所の決定等

申請書受付後、申請内容を確認し、受講アカウントを交付することを決定したときは、オンライン学習受講ライセンスの交付決定（様式第2号）により、申請者に通知するとともに、受講アカウントを発行することとする。

ただし、受講アカウントは先着順とするため、希望ライセンス数をなるべく多くの事業所が受講できるよう調整を行う場合がある。

7 受講ライセンスの交付決定後の変更

- (1) オンライン学習受講ライセンスの交付決定後に、受講ライセンスの追加交付を希望する場合は、オンライン学習受講ライセンス追加交付申請書（様式第3号）により市長あて申請しなければならない。

この場合において、受講事業所の決定等は、上記6に準じて行うこととし、受講アカウントを交付することを決定したときは、オンライン学習受講ライセンスの追加交付決定（様式第4号）により、申請者に通知する。

- (2) 交付申請書に記載の事項に変更があった場合は、オンライン学習受講ライセンス変更届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

8 その他留意事項等

- (1) 受講事業所は、自社の従業員のアカウントの登録や学習状況の管理を行うグループ管理者を設定すること。
- (2) 受講者へは、別途市から UB のアカウント登録の招待メールを送付する。受講者は、氏名、メールアドレス、パスワードを登録すること。
- (3) 推奨受講環境は PC 視聴ブラウザを Chrome とし、5Mbit または 800kbps 以上のブロードバンド接続（通信費は受講者負担）とする。またスマートフォンでの利用推奨 OS は iOS 12.0 以上、Android 6.0 以上とする。
- (4) 受講事業所または受講者が、受講アカウントを他者に譲渡または利用させるなど、Udemy の利用規約及びその他 Udemy 社が提示する条件の違反が認められた場合、受講期間であっても、市は受講事業所または受講者の受講アカウントを取り消す場合がある。
- (5) 受講事業所は、受講期間が終了したときは、受講期間を終了した日の翌日から起算して10日を経過する日までに市にオンライン学習受講報告書（様式第6号）を提出すること。
- (6) 受講事業所の学習状況は、学習管理システムを通じて集計し、統計的に整理した上で、今後の人材育成関連施策の検討に利用するので、予め承知すること。
- (7) その他本事業の効果検証や成果の普及を目的にアンケートや成果の情報提供等を行う予定であるので、可能な限り協力すること。